

平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター運営事業者選定委員会設置要綱

令和6年9月20日

(設置)

第1条 平塚市袖ヶ浜デイサービスセンターの運営に関し、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可を行い、民間による運営を実施するにあたり、応募者を公平かつ適正に審査することを目的に平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、以下の事項を所掌する。

(1) 平塚市袖ヶ浜デイサービスセンターの運営に関し、行政財産の使用許可を与える者の選定に関する事

(2) 平塚市袖ヶ浜デイサービスセンターの運営に関し、必要な助言を行うこと

(委員)

第3条 選定委員会の委員は次の各号に掲げる者とする。

(1) 企画政策部長

(2) 福祉部長

(3) 資産経営課長

(4) 福祉総務課長

(5) 地域包括ケア推進課長

(6) 介護保険課長

(委員長)

第4条 選定委員会には、委員長を置き、福祉部長をもって充てる。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その他委員の互選により選ばれた委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 議決を行う場合は、出席委員の過半数で決する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は決裁日から施行する。